

失効した知事指定薬物（令和6年8月30日石川県告示第331号）

1 知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名（告示名）	構造式
1	ADB-5'Br-BUTINACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-5-ブロモ-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	
2	N-Desethyl isotonitazene	N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	
3	3,4-MDPM 3-MDPM 3,4-Methylenedioxyphenmetrazine	(2R, 3R)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類 (2S, 3S)-2-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-3-メチルモルフォリン及びそれらの塩類	

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和6年8月17日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。